

視察受け入れ状況(12月3日現在)

日付	自治体名
4月以前	錦江町、大牟田市(副市長来庁)
5月	佐賀市
7月	堺市、熊本県、長野県
8月	荒尾市、熊本県、菊池市、福岡県市町村職員研修所、大分県、臼杵市、中津市、青森県
9月	熊本市
10月	鹿屋市、曾於市、庄原市
11月	伊万里市、新潟市議会、四条畷市(市長来庁)、延岡市、松山市、上天草市、大分市
12月	大分県市長会(副市長11人来庁)、苦小牧市、西宮市、熱海市、八代市、小平市、錦江町

※電話などでの問い合わせ件数は90件以上

今回のテーマ
市役所の「働き方改革」②
宇城市の「RPA」は、どのくらい注目されているの？

A これまで県や市・町、議会など30以上の団体からの視察がありました。また、職員が講師として招かれ、県内外で講演も行っています。

市はマンパワー不足を解消するための業務改革の一環としてRPAを導入しました。

昨年度、導入の検討を始めた時期に、総務省の業務改革モデルプロジェクト(住民の利便性向上につながる業務改革にモデル的に取り組む自治体を国費で支援する)の募集がありました。この事業に採択されたことで、民間企業の協力のもとに業務の分析・実証実験を行うことができ、全国初の本格導入となりました。



※RPA：ロボティック・プロセス・オートメーションの略。これまで職員が手作業で行っていたパソコン上でのキーボードやマウスの操作を自動化する技術。

その結果
・人材の配置転換も可能
・企画、立案業務に多くの時間を充てられる

導入のメリット
・過重労働の解消
・作業時間の短縮
・正確性の向上



この事業での取り組みが評価され、ネットニュースや地方自治情報誌に多数取り上げられたことで、全国の自治体から多くの問い合わせや視察がありました(下段表)。



視察対応の様子

言葉で聞くだけでは理解が難しい仕組みも、市には実証実験で作成したRPAがあるので実際に見ることが出来ます。視察では、導入する業務の選定方法や職員の理解や意識の変化について、また苦勞した点などの質問がありました。

※宇城市は、合併後取り組んできた財務書類の作成・公表や業務改革モデルプロジェクト事業が評価され、平成29年度に地方自治法施行70周年記念総務大臣表彰を受けました。

市からのお知らせ



宇城市役所

〒869-0592

熊本県宇城市松橋町大野85
本庁 ☎(32)11111
三角支所 ☎(53)11111
不知火支所 ☎(33)11111
小川支所 ☎(43)11111
豊野支所 ☎(45)21111

宇城市復興券の使用期限が迫っています

熊本地震や豪雨災害で住宅や宅地などが被災し、復旧費用が30万円(税込み)以上かかった世帯に市内で使える「宇城市復興券」を交付しています。

使用期限が過ぎると使用できなくなりますのでご注意ください。

使用期限 1月31日(金)

☎(32)1604 商工振興課 商工物産係

被災者生活再建支援金 申請期限

被災者生活再建支援金の申請は5月13日(金)までです。まだ申請していない人は、早めに申請してください。



対象 半壊解体世帯、大規模半壊世帯、全壊世帯

基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(半壊世帯は住宅を全部解体した世帯が対象です)

必要書類

り災証明書、解体証明書、被災時の世帯主の通帳

加算支援金

住宅の再建方法(新築・購入、補修、賃貸)に応じて支給する支援金

必要書類

再建先の契約書

受付場所

本庁社会福祉課 地域福祉係

☎(32)1387

国営緊急農地再編整備事業の仮同意を集めます

国営緊急農地再編整備事業「宇城地区」(国営によるほ場整備)の実施に向けて、受益者(地権者や耕作者)の皆さんから、事業への参加意思を確認するための仮同意を集めます。

事業実施には皆さんの同意が必要です。ご協力をお願いします。

期間 2月28日(金)まで

方法 ほ場整備予定地区在住の受益者には地元での推進委員が訪問します。予定地区外、市外在住の受益者には郵送で依頼します。

事業の目的

ほ場整備を実施して、耕作放棄地を含めた農地利用を計画的に再編します。さらに、担い手への農地の利用集積を進めることで、生産性や収益性の向上と、耕作放棄地の解消、発生防止による優良農地の確保を図ります。

概要

受益面積 約800ヘクタール

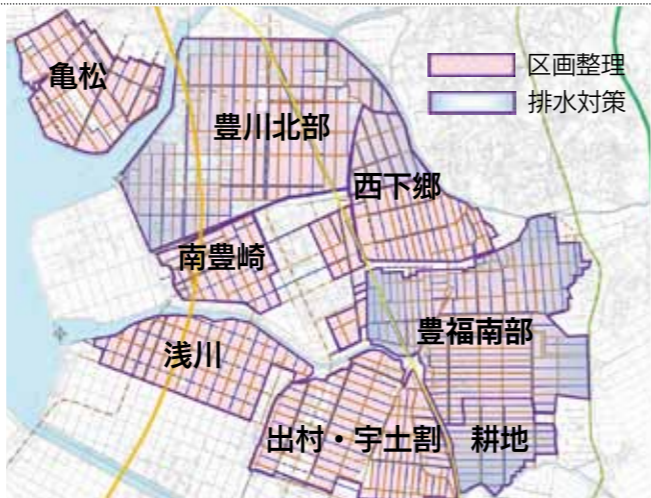
主要工事 区画整理

農業用排水

事業期間 2020~34年(予定)

事業主体 農林水産省(国)

事業の概要図(平成30年12月現在)



※事業の進行状況によっては変更になる可能性があります。

☎(32)1694 国営事業推進課 国営事業推進係

うきタウンミーティング開催時期延期のお知らせ

1、2月に開催を予定していた三角会場、松橋会場は、次年度に延期します。日程が決まりましたら、改めて広報紙、市ホームページでお知らせします。

☎(32)1803 市長政策課 行政経営係

寒波による水道管の破損に注意してください

寒さが厳しくなると、水道管が破裂する恐れがあります。水道管が破裂すると、修理代が必要になり、水道料金も高くなります。

家庭に引き込んである給水管は、皆さんの財産です。しっかりとした備えを行い水道管を凍結や破損から守りましょう。

こんなときは注意が必要です

- ・外気温がマイナス4度以下になったとき
- ・帰省や外出などで、冬場に長期間水道を使用しないとき
- ・真冬日(一日中外気温が氷点下の日)が続くとき

水道管の凍結・破損を防ぐには

- ・布切れや毛布、保温材などを、露出した水道管に巻くなどして保温する
- ・寝る前など、蛇口から鉛筆の芯くらいの水を流しておく



※流した水はバケツなどに貯めて再利用しましょう。



水道管が破裂したら

- ・水道メーターから家屋内側の水道管や蛇口が破損したときは、市指定の給水装置工事店に連絡し、修理を依頼してください。修理費用は自己負担です。
- ・水道メーターが破損した場合は上下水道課に連絡してください。

漏水による水道料金の減免相談

上下水道課 水道庶務係に相談してください。

道路・空き家で漏水箇所を発見したら

上下水道課 水道施設係 ☎(32)1691に連絡してください。

☎(32)1674 図 上下水道課 水道庶務係

危険ブロック塀等 安全確保支援事業

地震時の人身事故防止や避難経路確保のため、危険なブロック塀等「撤去の補助を開始します。まずはご相談ください。」



補助対象

対象となるブロック塀等を所有し、市税を滞納していない人

受付期間 1月10日☎～31日☎

補助対象となるブロック塀等

- ・次の全てに該当するもの
- ・建築基準法上の道路、学校保健安全法上の通学路や災害対策基本法上の避難路に面するもの
- ・ブロック塀等が面する道路面からの高さが80cm以上
- ・ブロック塀等自体の高さが60cm以上

・補助要綱で点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの

補助率 対象経費の10/10以内

補助限度額 20万円または撤去

固定資産税の申告や届出はお済みですか

固定資産税は、1月1日現在で所有している土地・家屋・償却資産に対して課税されます。所定の手続きが済んでいない場合は、早めの手続きをお願いします。

登記不動産尾所有者変更

法務局で所有権移転登記の手続きが必要ですが、未登記家屋の所有者変更

未登記家屋の所有者変更

「家屋所有者変更届」を税務課に提出してください。

家屋の新築、増築

家屋調査がまだの場合は、資産税第1係に連絡してください。

家屋の取り壊し

登記家屋は法務局で滅失登記手続きを、未登記家屋は「家屋の解体に関する届出書」を税務課に提出してください。

償却資産の申告

毎年1月31日までに申告することが義務付けられています(課税標準額が150万円未満の場合も申告書の提出が必要です)。

☎(32)1487 図 税務課 資産税第1・第2係

するブロック塀等の長さに1万2000円を乗じて得た額のいずれか低い額

沿道緑化モデル助成事業

「危険ブロック塀等安全確保支援事業」の補助を受けてブロック塀を撤去し、その部分を緑化する。と、緑化にかかる費用の1/2(最大10万円。千円未満の端数切り捨て)が助成されます。

助成対象

- ・「危険ブロック塀等安全確保支援事業」の補助を受けている
- ・助成後に緑化を実施し、3月11日☎までに工事が完了する

助成対象経費

- ・苗木や樹木(ともに種類に制限があります)、芝の購入費
- ・植栽に必要な土や資材の購入費、工事費

申請期限 1月21日☎

助成問い合わせ先

くまもと緑・景観協働機構事務局 ☎096(333)2522



☎(32)1694 図 都市整備課 都市計画係

三ない運動を「存じ」ですか

「三ない運動」は選挙の公正の確保を目指す「贈らない、求めない、受け取らない」運動です。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄付や贈り物を求めることも禁止されています。

禁止されている行為

- ・政治家の寄付の禁止
- ・政治家に対する寄付の勧誘、要求の禁止
- ・政治家の関係団体の寄付の禁止
- ・政治家の後援団体の寄付の禁止

政治家の寄付禁止の対象例

- ・お歳暮、お年賀など
 - ・お祭りなどへの差し入れなど
- ※広報紙「総務省」(2018年12月号)から抜粋。詳細は総務省ホームページをご覧ください。



☎(32)1798 図 宇城市選挙管理委員会事務局

市任期付職員募集

熊本地震からの復興に向け一定期間に限り増加する業務に対して任期を定めた職員を採用します。

採用区分

任期付勤務職員(任期を定めて採用され、1週間当たりの勤務時間が常勤職員と同じ職員)

職種 事務職

主な業務内容

熊本地震復興業務 一般事務

求める知識・経験

パソコンの基本操作(文書作成や表計算処理など)ができる。

採用予定数 5人程度

任用期間

2年以下

受付期限

1月18日☎

一緒に頑張りましょう!



試験日時

第1次試験 1月23日☎～31日☎

※テストセンター方式(設定された受験期間中の都合の良い日時に、都合の良い会場を予約し、パソコンで受験する方式)

第2次試験 2月9日☎

申込用紙の請求

本庁総務課と支所総合窓口課にあります。郵便で請求する場合は、封筒の表に「宇城市職員採用試験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒(角形2号)に宛先、郵便番号を明記し40円切手を貼ったものを同封して、総務課に請求してください。市ホームページからダウンロードもできます。

申込方法

市指定の申込用紙に必要事項を記入し、郵送または総務課へ持参してください。郵送する場合は、封筒の表に「宇城市職員採用試験申込」と朱書きし、必要事項を記入した申込用紙と、返信用封筒(長形3号)に宛先、郵便番号を明記し82円切手を貼ったものを同封し、必ず簡易書留郵便で送付してください。

☎(32)1798 図 総務課 職員係